

国立大学法人福岡教育大学公開見積り合わせ実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、国立大学法人福岡教育大学契約事務取扱規程(以下、「契約規程」という。)第27第2項の定めるところにより、公開見積り合わせを実施するために必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2 この要領による公開見積り合わせは、予定価格が250万円を超え、500万円を超えない場合の随意契約(工事を除く。)について適用する。ただし、予定価格が250万円を超えない随意契約について、適用することを妨げない。

(公開見積り合わせに参加させることができない者)

第3 次の各号に該当する者は、公開見積り合わせに参加させることができない。

- (1) 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 国立大学法人福岡教育大学物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要領第3の規定により取引停止の措置を受けている期間中の者

(公開見積り合わせ公告)

第4 公開見積り合わせに付そうとするときは、本学ホームページにおいて公告するとともになるべく複数の者に情報提供するものとする。

(公開見積り合わせ公告)

第5 第4による公告は、次の事項を明示する。

- (1) 調達件名
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 見積書等提出場所及び期限
- (4) その他必要と認める事項

(公開見積り合わせ説明会)

第6 公告及び仕様書等において、契約の内容、件等を書面に記載するのみでは錯誤の生じるおそれがあると認める場合には、公開見積り合わせ説明会を開催することができる。

(見積書の提出等)

第7 公開見積り合わせを実施する場合は、次に掲げる事項を記載した見積書を提出させなければならない。

(1) 調達件名

(2) 見積金額(総価契約の場合は総額、単価契約の場合は単価で見積もる。)

(3) 参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代表者から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は当該代理人の役職名、氏名)

(無効の見積書)

第8 次の各号のいずれかに該当する見積書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

(1) 第3に該当する者の提出した見積書

(2) 公告日以前の見積日の記載された見積書

(3) 調達件名及び見積金額のないもの

(4) 参加者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名代表者から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は当該代理人の役職名、氏名)のないもの

(5) 調達件名に重大な誤りがあるもの

(6) 見積金額の記載が不明確のもの

(7) 見積金額の記載を訂正したもの

(8) 見積書等提出期限までに到着しなかった見積書

(9) 公告及び仕様書等に示した参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

(10) その他公開見積り合わせに関する件に違反した見積書

(公開見積り合わせの取りやめ等)

第9 参加者が相連合し又は不穏な行動をなす等の場合で、公開見積合せを公正に実施することができない状況にあると認めるときは、当該参加者を公開見積り合わせに参加させず、又は公開見積合せを延期し、若しくは取りやめることができる。

(契約の相手方の決定)

第10 要求要件をすべて満たし、予定価格の範囲内における最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。ただし、契約の相手方との交渉により更なる見積価格の引き下げを行う場合は、価格引き下げ後の見積書を再度提出させるものとする。